

会議の名称	議員定数・報酬等検討 特別委員会 報酬分科会	開催月日・令和6年11月12日 開会時間・午前・午後9時04分 閉会時間・午前・午後9時48分
出席者	河崎 周平 南谷 清司 堀 隆和 藤川 貴雄 花村 隆 近藤 伸二	
欠席者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長、浅井議会総務課長、堀議会総務課長補佐、森議会総務課主任	
協議事項	・議員報酬について	

【開会＝午前9時4分】

近藤座長

ただいまから議員報酬分科会を開会いたします。本日は羽島市の議員報酬についてを議題とします。藤川委員が少し遅れてくるので、先に進めてくださいということです。

前回の分科会で依頼しました報酬の検討資料について、各委員から提出して頂いておりますので、説明をお願いしたいと思います。最初に河崎委員からお願いします。

河崎委員

今回、他市町の事例として長崎県小値賀町の事例を挙げました。若い世代が地方政治に関心を持ち、関わり、知恵を出して頂くためということで、若い方の立候補促進のために、議員報酬を50歳以下の議員に限り月額30万にするという特例条例案を出されたということです。

ただ、この条例について、議会内で様々な議論があったということで、2018年3月議会において廃止になっているという話です。議員報酬の検討会というところで、こういう町の事例も参考になっていいのかなということで出させて頂きました。

また、資料の2番で、以前、堀委員や近藤委員、原委員も、若手で特に子育て世代に少し充実な支援をしたほうがいいんじゃないかという話を頂いております。その世代に入る私が言うといやらしい感じはするんですけども、例えば、こういう計算の仕方もあるのかなと聞いてもらえれば結構だと思います。

例えば、65歳を基準年として、65歳以下、以上というところで調整する形にすると、先ほどの話で若手にお金が行く形にできるんじゃないのかなということで「2-1 提案内容」とさせて頂いております。「2-2 提案内容事例」に、議員報酬を年間600万と仮定した場合、先ほどの提案内容の調整をした場合の表を作っております。基本的には市から議員に対して支払う議員報酬の全体の金額を変えずに、この中で調整をすることによって、市民からご理解頂けるという部分も含めて、そういう調整の仕方ができるんじゃないのかなという形になっております。

例えば65歳未満が9人で、65歳以上が9人とした場合は、未満が630万、以上が570万、逆に65歳未満が1人で、65歳以上が17人の場合は、未満が最大値の5%を上限ということで630万になって、増額分の30万を残りの17人で割る形になるので、65歳以上が598万円というような、そういった数式ができるんじゃないのかと考えております。

	<p>というところで、2番以降は、年齢における報酬額の調整案について、こんな形の考え方もできるんじゃないのかなということで、今回は調査分科会ということですので出させて顶きました。</p>
近藤座長	<p>それではただいまの説明について、ご質問はありますか。65歳を区切りにはしている。</p>
河崎委員	<p>今回、仮に65歳にしてるんですけども、これを70歳にするのか60歳にするのか、最大値は5%にしてるんですが、3%にするのか10%にするのか、調整しながらになると思うので、そこも含めて検討できると思います。</p>
近藤座長	<p>市民に説明するときに総額は変わらないよと、年齢で変化すると。</p>
花村委員	<p>65歳定年とかそういう話じゃないですよ。</p>
河崎委員	<p>それは関係ないです。</p>
近藤座長	<p>何かご意見ありますか。</p> <p>(意見なし)</p>
近藤座長	<p>それでは南谷清司委員から説明をお願いします。</p>
南谷清司委員	<p>内容は前々から話してますように、物価スライド、インフレ等で今も上がってるんですけど、これからも物価が上がってきて、多くの企業は賃上げが実施されていく状況で、議員報酬だけ常に定額で変わらないというのはどうもよろしくないんじゃないかという観点で、物価にスライドして議員報酬を改定してはどうかと。物価が下がると下がるし、物価が上がると上がるということを根本にしています。</p> <p>私の知る限り他自治体に例はないと思いますので、条例をこうやって変えたらどうかという形で資料を作らせて頂きました。議員報酬の条例の第2条で、「議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額は別表のとおりとする」と定められて、この条例を変えない限り議員報酬は変わらないんですが、その第2項に追加として、「議員報酬の月額は人事院勧告、岐阜県人事委員会勧告及び羽島市職員の給与に関する条例に定める行政職給料表(1)を参考に、社会</p>

一般の情勢に適応するように、随時これを改正しなければならない。」と追加してはどうかということです。人事院勧告で市の職員の給料を上げ下げしたときは、それに併せて随時これを改正すると。社会一般の情勢に適応するようというのは、法令上は物価の変動と一般的には捉えられております。

その次に「【参考】」ですけれど、議員報酬の改正には羽島市特別職報酬等審議会において審議をしなければいけないという条例があります。これは市長が提案する場合ですので、議員が自ら提案する場合は審議しなくてもいいんですけれど、道義上審議をかけたほうがいいだろうということなんですが、毎年審議するのは事務的な手続きも大変なんだろうということで、「(2) 改正方針第2項」を一度審議、承認して頂いて、これ以降は改正方針に基づく場合は承認不要と審議会で決議して頂ければ、後は機械的にできるだろうということです。要するに職員給料の何号級かを基準にして、その上がった率と同じだけ議員も自動的に上げる、下がった率と同じだけ議員も自動的に下げると、そういう仕組みを導入してはどうかということです。

もう一点、「【できれば検討したい条例改正事項】」として、報酬条例第5条第3項の定めにより期末手当が支給されているわけです。そうであるならば、扶養手当を支給しても問題ないんじゃないだろうかということで、第5条第3項として、「扶養親族のある議長、副議長及び議員に対して扶養手当を支給する。扶養手当の額は羽島市職員の給与に関する条例に規定する額とする」と追加したらどうかということです。

若手が厳しいという話があって確かにそのとおりなんですが、子育てする資金がないということで厳しいのではないかと思うんです。河崎委員の話があったんですけれど、報酬は職務を遂行するその労務といいますか、専門的な内容に対して報酬が支払われるので、そこに年齢差をつけることは法令上、多分厳しい話ではないかなと思います。

逆に、子育てをしている、あるいは奥さんが専業で、106万円の壁か何かで収入がないと。そういう場合には扶養手当でカバーして、職員と同じような勤務条件にしたらどうかというのが、できれば検討したい条例改正事項ということです。残りのページは資料になります。

近藤座長

それでは、南谷清司委員から説明がありましたけれども、これに対してご質問等ありましたら。

花村委員	<p>羽島市特別職報酬等審議会の話がありまして、審議を毎年やらなくてもいい形にするための改正方針も示されましたが、丁寧にやっていく必要があると思います。上げる場合には、特別職報酬等審議会はその都度、開いたほうがいいんじゃないかなという感想を持ちましたので、一言申し上げます。</p>
河崎委員	<p>私も、現状の民間の給与スライドであったり、そういう概念を含めて考えていくところが大事かと思っております。参考の行政職給料表を読み込めてないですけども、そういった基準に合わせてスライドしていくところは、社会情勢が上がれば上がるし下がれば下がるということも含めて大事なところかなと思ひ、いいかなと思ひます。</p>
近藤座長	<p>ちょっと遅れられたけど、藤川委員何かありましたら。</p>
藤川委員	<p>まずは遅参したことをお詫び申し上げます。大変申し訳ございません、時間を勘違いしておりました。</p> <p>私も前回、社会情勢に応じてという意見を申し上げたと思うんですけども、そのようなことが入っておりまして、その点について市民の理解を得られるのではないかと考えております。</p>
近藤座長	<p>皆さんの意見が出ましたが、南谷清司委員から追加で何かありましたら。</p>
南谷清司委員	<p>花村委員の意見なんですけど、そのとおりだと私も思っております。ただ、報酬審議会の委員は毎年、必要に応じて任命し、審議して解散という仕組みなので、事務手続きでどうかなと思うだけのことでありますから、市民のことを思えば、毎年開いたほうがいいだろうと思っております。</p>
近藤座長	<p>その他、何かありますか。</p> <p>(質問なし)</p>
近藤座長	<p>続いて、藤川委員の説明をお願いいたします。</p>
藤川委員	<p>私から提示させて頂いた「消費者物価指数(藤川)」という資料をご覧ください。こちらは総務省が毎月発行してい</p>

る、この資料は令和6年10月18日作成のものでありますけれども、消費者物価指数についての資料となります。

世の中の物価がどうなっているかという根拠を基に、議員報酬もその物価に応じて変動するという考え方については、私も賛同しております。その根拠をどこにするかというところで、消費者物価指数という一般的に用いられる数値が、広く市民の納得を得られる根拠となるのではないかと考える次第であります。

2020年を100とした場合、2024年9月の消費者物価指数は、総合指数で108.9ということでありまして、この数値を見るだけでも物価が上がっていることが分かるわけがあります。物価は上がったたり下がったりしますから、下がったら下がったで議員の報酬も自動的に変動していく仕組みであれば、例えば議員活動していくに当たって必要となる物品等あると思いますけれども、物価が上がった場合でもそれに対応できますし、下がった場合は同じように必要な消耗品等が安くなるわけですから、議員活動に差し障りがないような報酬となるのではないかと考えています。

近藤座長

それでは、藤川委員は総務省が発表しております消費者物価指数に連動するというようなご意見でしたけど、それに対して何かご意見、ご質問等あれば。

花村委員

確かに物価は上がっている状況はあると思います。一方で、年金はマクロ経済スライドが採用されておるために、物価だけではなく賃金の状況等を鑑みて、実質は物価上昇に見合っていない年金の支給額の増減であると考えますので、議員のお手盛りの的に見えてしまうのではないかと心配いたします。

藤川委員

年金の話を取り上げられましたけれども、年金がそういう制度だから、議員報酬はお手盛りだという理屈がよく分からなくて。年金額の算定の仕方に課題があれば、そちらは国でやって頂ければいいと思いますけれども、羽島市議会議員の報酬についてどう考えるかというところでもありますので、年金はこうなっているのに、なぜ議員報酬だけそうなんだという市民の批判があるのではないかと指摘を懸念してのご意見だと思います。

私達の議員報酬をどう考えるかと、何を根拠にするかという根拠の一つとして、この消費者物価指数というものがあるのではないかとという提案だと、そのように受け止めて

花村委員	<p>頂けたらと思います。</p> <p>藤川委員が言われたように、市民の中で年金で生活してみえる方から見てどうかなということを申し述べたわけでございます。</p>
堀委員	<p>年金というところで、頂いている人もまちまちであります。厚生年金の人もあるし国民年金の人もある。議員になる方についても、厚生年金もあれば、国民年金もあるというところですので、その精査をしないとえらいのかなと。国民年金の方々は本当に少ないところでもありますので、そこも考慮していくべきじゃないかなと思っております。</p>
藤川委員	<p>国民年金の方もいらっしゃるということで、年金の議論をこの場ですべき話ではないと考えます。先ほど南谷清司委員からの提案にもございましたが、私達議員も国保でありますし、それなりに生活をしていくには、というところで、子育てをしている議員もいる話であって、そういったところを総合的に考えれば、議員報酬はしかるべき水準にあるべきという話です。</p> <p>年金は年金で、そちらの課題があるということでそちらで考えていく話であると思いますので、年金がこうだから議員報酬もこうあるべきだという話にはなっていないと考えます。</p>
南谷清司委員	<p>公務員の給与にしても、私達の報酬にしても、どこかの賃金にしても、社会情勢に合わせてそれを調整するときには、賃金の変化と物価の変化の二つを勘案することが大原則なんですね。賃金だけじゃなくて物価も、物価だけじゃなくて賃金も、両方を勘案しなきゃいけないんですが、それを勘案していて、しかも国がある程度お墨付きを与えるものは、人事院勧告と年金の改定率なんです。その二つのどちらかを参考にすることはおそらく社会的合意を得られると思うんですが、ただ、年金は改定率があって、さらにマクロ経済スライドによる調整率がかかってくるわけなんです。ですから非常に分かりにくいので、年金に言及しないほうがいいんじゃないかなと。年金の話は切り離れたほうがいいんじゃないかなというのが私の意見です。</p>
河崎委員	<p>社会情勢に合わせてスライドするというのは賛成です。一点だけ、2020年を基準にした消費者物価指数になるんで</p>

藤川委員	<p>すけれども、基準年が2020年でいいのかどうかというところは考えるところがあるのかなと思っています。</p> <p>総務省が作っている資料ですので、何年おきの基準年がどうしてもできてしまって、決して2020年が一番低かったからこうしてるとか、一番高かったからこうしてるといいうわけじゃなくて、その基準年がたまたま2020年だったと受け止めてください。</p>
議会総務課長	<p>変動性の話で、報酬額が物価によって上がったり下がったりする、その基準をどこにするとかあるんですか。今までずっと報酬は変わってないわけですよ。</p>
南谷清司委員	<p>そこは議論すべきところだと思うんですが、基準は今の額なんでしょうね。スタートするとしたら、今の額が世の中の皆さんには分かりやすいと思うんですよ。遡ってこれだけ増えているはずだから増やしますというのはお手盛りという批判を受けざるを得ないと。だからこの審議をスタートするときの金額とそれ以降の変化に合わせるということは市民に納得して頂きやすいんじゃないかなと思ったりしていますが、いずれにしてもこれから議論をすることだと思います。</p>
近藤座長	<p>それでは最後に花村委員から説明をお願いします。</p>
花村委員	<p>ページ数がある資料を提示しましたので、私から全体の概略を口頭で説明して、何ページとかは示しませんので、また改めて見てもらえばいいと思います。</p> <p>これは町村議会の調査の最終報告なんですけれども、報酬に関する考え方としては町村も市も変わらないんじゃないかという観点からこれを持ってきました。報告年は平成31年3月ということであります。</p> <p>まず、報酬はボランティアと同じで、無いかそれに等しいような金額でいいのではという考え方が一部でありますけれども、議員に調査した中で、ボランティアと同じでいいとは思わない方が80.8%いたということで、ボランティアでは無理だという議員の認識が全国的にあることを報告されております。</p> <p>そして、議員報酬に対する原則として、行政改革は削減を優先させて効率性を重視するものであるけれども、議会改革は地域民主主義の実現、住民自治を充実させるための</p>

条件として議論しなければならないということでありまして、効率優先で削減する行政改革とは違った論点であるということです。

そして、持続的な地域民主主義の条件として考えることが必要であるということ、多くの多様な住民が将来議員になりやすく、また活動しやすくなる条件を整える必要があるということ、住民と考える議員報酬であるということ。住民と考えるということですが、住民から批判が多いテーマであるので、説明責任という意味からも住民と考えることが必要であると述べられております。

そして、特別職報酬等審議会委員の委嘱に当たっては、議会をよく知っている者に要請することが必要であるということも、原則として述べられている中の一つです。

そして、議員報酬を変える場合に、上げるために影響を及ぼしたものが議員報酬改定への住民参加手続きであると。その住民参加手続きの充実度によって、議員報酬が増えたということが見られるという状況を説明しております。加えて、報酬検討手続きのスコアの高さが、報酬増額に結びついていることは、参加手続きの充実による住民からの理解が得られていると。住民参加の下での手続きが行われると、増額してもその正当性の理解が得られやすいということでありました。

そして、「議員報酬を巡る現状と町村議会の取り組み」で、議員報酬を上げることは、住民、マスコミ等から厳しい批判があるとして、議員報酬の検討に際しては住民の理解が必要であるということが重ねて書いてありました。

そして二元代表制の下では、首長と競い合う議会の力量を拡大しなければならず、そのために議員報酬は必要な予算を確保していく必要があると述べておられます。これは以前、海津市で研修を行った際の先生の考え方も一致している見方ではないかと思えます。むやみに報酬を下げたり、定員を減らすことは議会の力量を下げることに繋がるという指摘を、以前に海津市で聞いた覚えがあります。

そして「議会の報酬額の算定方式」ということで、先進的な報酬額の算定を行っているところでは、原価方式、あるいは比較方式、収益方式という形で、議員の報酬がいくらが適切かということ算定している議会があるという具体案を示されていて、その中で原価方式は、その評価のために、議会活動、議員活動、議会活動及び議員活動に付随した活動、それ以外の議員活動を中心にそれぞれの時間数を抽出し、算出された時間数を首長の活動日数と比較して、

首長の給料から議員の報酬を割り出すと、こういった先駆的な取り組みをしている議会もあるそうなのですが、私は、この時間数を抽出することは困難性を伴うものではないかという感想を持ちました。

そして「議員活動を検討する上での留意点」ということで、現行自治法で支給できるものが、議員報酬と期末報酬、費用弁償、政務活動費と法律上で決まっており、これ以外の支給は指定されておられませんので、若者手当や育児手当等は現行法上、支給は困難という見方でございます。

最後に「現状と更なる改革の留意点」で述べられているのが、議員報酬等は議会力アップの条件であって、議員のなり手不足にも報酬の削減は影響を与えると、これらの議論には説明責任を伴うので、住民と考えることが望ましいと結ばれています。

これがいいという報告ではなくて、こういった報告がありますということで一例を述べさせて頂きました。

近藤座長

それでは、花村委員から概要を説明して頂きましたけれども、何かご意見がありましたら。

藤川委員

全国町村議会のホームページからの資料だと思うんですが、平成31年の最終報告ということで、令和4年2月付けで「議員報酬、政務活動費の充実に向けた論点の手続き」といった資料もありまして、これは町村議会に向けた資料なので、市議会にも当たるかどうか定かではないんですが、こちらの資料も参考になるのではないかと思います。

南谷清司委員

扶養手当が支給できないというのは確かにそうなんだろうと思うんです。議員報酬と公務員の給与との根本的な違いは、生活給かそうでないかということで、議員報酬は議員の立場の役務に対して報酬が支払われる仕組みですので、手当という概念は本来あまりなじまない。公務員の場合は生活給の部分があって、常勤ですから手当という概念は馴染むんですけど、そこに何とか突破口を見つけられないかなど。激しい言葉で言えば裁判で争ってでもやってみたい気がするんですけど、独り言です。

河崎委員

46 ページで、各レベルの議員報酬の基準と書かれてると思うんですけども、全国市議会議長会の中で、大都市は市三役クラスの平均給与に相当する額を支給しているとありまして、先ほど南谷清司委員が話された市の給与水準に

藤川委員	<p>スライドしてることと同じことを言っているということなんでしょうか。</p> <p>先ほどご案内した資料にもこの点が触れられてまして、これは昭和 53 年当時の 53 年モデルと言われているパーセンテージなんだそうです。40%、54%、33%という数字ですね。筆者はこれは古いんじゃないかということで、令和 4 年モデルを提唱されているところで、このパーセンテージがいいか悪いかというところもあるんですけど、パーセンテージを決めてしまうと単なる見直しでしかないの、やはり自動的に世の中の物価水準、給与水準、いろいろ数値があると思うんですけど、そういったものと連動していく考え方のほうが、ただの見直しにならなくて済むんじゃないかと考えております。</p>
花村委員	<p>補足で説明させていただきますと、首長の給与を基にした上での議員の給与の割合ということで記述がありますが、報告の中で述べた先駆的な議会がこれをして、パーセンテージを独自に決めた議会があるということです。</p>
近藤座長	<p>それでは、全体を通してご意見がありましたら。</p> <p>(意見なし)</p>
近藤座長	<p>それでは委員からいろいろなご意見をお聞きしましたけども、次回はどういう方向性でいくか、ご意見を頂きたいと思いますが。</p> <p>今回、ページ数が多い資料もございますので、それぞれの委員が読んで頂き、もう一度、この資料について意見交換を行いたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
近藤座長	<p>それでは、次回は 1 ヶ月先で、一般質問や議案質疑がないときで調整してもいいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
近藤座長	<p>事務局に調整してもらいます。議員報酬分科会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。</p>

	【閉会＝午前 9 時 48 分】
--	------------------